

つくば市における芸術文化事業への協力要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市の芸術文化の振興を図る事業を主催する者への協力として広報等を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項における用語は次のように定める。

(1) 市民

つくば市内に在住、在勤または在学している者を指す。

(2) 団体

2名以上の構成員により組織された集団を指す。(実行委員会など期限付きで組織された団体、市民活動団体、NPO法人、区会などの地縁団体、事業者団体、企業、学校、サークルなども含む。)

(協力対象の要件)

第3条 この要項により協力を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体

(2) 福祉関係団体、社会教育団体、公益法人又はこれらに準ずる団体

(3) 組織や運営及び団体の意思が明らかで、これまでに団体で行った活動が市の芸術文化の振興に寄与する活動であると認められる団体。ただし、長期的につくば市内で活動しており、構成員の半数以上がつくば市民の団体に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は協力の対象としない。

(1) 第5条の規定による依頼書を提出後、第6条又は第7条の規定による決定がされていない者

(2) 第6条の規定により協力が決定され、第10条の規定による実施報告書を提出していない者

(事業の要件)

第4条 協力の対象となる事業の要件は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) つくば市の芸術文化の振興に寄与するものであること。
- (2) 事業内容に公益性のあること。ただし、事業の参加者に対し、入場料又は参加料等の負担を求める場合は、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であって、営利を主たる目的としていないこと。ただし、「適正な額」は事業の会場や参加者数等を鑑み、総合的に判断するものとする。
- (3) つくば市内で開催され、広く市民が鑑賞、参加できる事業であること。
- (4) 公衆衛生、安全対策等について十分な設備や措置が講じられていること。
- (5) 主催者の責任の所在が明確であること。
- (6) 自ら事業を実施できる体制を確立していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力をしないものとする。

- (1) 事業が、市の行政運営に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるとき
- (2) 主催者又は主催者の主たる構成員が、市に対し、つくば市不当要求行為対策要綱（平成16年つくば市告示第103号）第2条で定める行為をしたことがあるとき。
- (3) 事業が、私的な利益を目的の一つとしているとき。
- (4) 事業において、特定の宗教のための活動その他宗教的活動をするおそれがあるとき。
- (5) 事業において、特定の政治家、政党若しくは政治活動を支持し、又は反対するための活動その他政治的活動をするおそれがあるとき。
- (6) 肖像権、著作権その他知的財産権に関する法的問題が生じる可能性があるもの。
- (7) 事業が、公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるとき。

（依頼）

第5条 協力を受けようとするものは、事業を開催しようとする日の2月前（広報を必要とする事業にあつては、その周知を開始する3月前）までに、芸術文化事業協力依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款、規則、会則等主催者の組織を明確にできる書類
- (2) 主催者の主たる構成員の氏名、役職等を明確にでき、構成員の半数以上がつくば市民であることを確認できる書類
- (3) 主催者の活動実績が確認できる書類
- (4) 事業計画書又は事業実施要項等、事業の概要が確認できる書類
- (5) 事業収支予算書等、事業に要する経費の内訳が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(協力の決定)

- 第6条 市長は、前条1項の規定による依頼があった場合は、内容を審査し、第3条及び第4条の要件を満たすと認めたときは、協力の決定をするものとする。
- 2 市長は、協力の決定をしたときは、申込み者に対し、協力の決定について必要な条件を付して、芸術文化事業協力決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協力の不決定)

- 第7条 市長は、第3条及び第4条の要件を満たしていないと認めた場合は、協力をしない決定をするものとする。
- 2 市長は、協力をしない決定をしたときは、申込者に対し、決定しない理由を付して、芸術文化事業不協力決定通知（様式第3号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

- 第8条 協力の決定を受けたものは、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに芸術文化事業変更等依頼書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は前項の依頼書が提出されたときは、速やかに事業の中止又は内容変更について承諾するか否かを決定し、芸術文化事業変更等決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、主催者又は事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消す理由を付して、芸術文化事業協力取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申込みその他不正な方法により協力の決定を受けたとき。
- (2) 第4条第1項又は第2項に定める要件に反する事項が判明したとき。
- (3) 第6条第2項の定めに基づいて付した条件に違反したとき。

（実施報告書の提出）

第10条 協力の決定を受けた者は、当該協力に係る事業の終了後、30日以内に芸術文化事業実施報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業収支報告書
- (2) 事業の様子がわかる写真類
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要項は、令和8年9月1日から施行する。